「社員紹介制度」の運用基準(要約)

- 本運用基準における社員とは、会社に勤務する正社員、パートタイマー・アルバイト、契約社員(無期雇用に転換したパートタイマー・アルバイト及び契約社員含む)、派遣従業員、請負従業員及び無期雇用従業員をいう。
- ※ただし、社員区分【1】の社員は対象外とする。
- 本運用基準は、すべての社員に適用され、インセンティブ付与の対象とする。ただし、求人・ 採用を業務とする者は、本運用基準の適用から除外され、インセンティブ付与の対象外とする。
- インセンティブ付与の対象は、会社の派遣従業員、請負従業員及び無期雇用従業員として採用される求人のうち、会社が指定する求人とする。
- 職業安定法上の職業紹介の方法による求人及び会社の正社員、パートタイマー・アルバイト、契約社員を募集する求人は、インセンティブ付与の対象から除外する。
- インセンティブは、次の各号の条件をすべて満たした場合に発生する。
- ①社員が対象案件について人材を紹介し、当該紹介を受けて会社に採用された者が入社すること。 (以下、当該紹介をした者を「紹介者」、当該紹介を受けた者を「被紹介者」という。)
- ②被紹介者が入社後会社に2か月以上在籍し、かつ、紹介者がインセンティブ支給日の勤怠締日まで会社に在籍していること。
- ③被紹介者が、過去に1度も、本運用基準の適用を受けて会社に入社したことがないこと。
- ※②の定めにかかわらず、紹介者及び被紹介者が②の期間経過前に、本人都合以外で退職または グループ会社へ転籍となった場合は、インセンティブ付与の対象とする。
- ※③の定めにかかわらず、被紹介者が本運用基準の施行前に会社に入社したことがある場合であっても、紹介時に退職後1年以上が経過している場合はインセンティブ付与の対象とする。
- インセンティブは、原則として毎年6月末及び12月末に、所得税、社会保険料を控除後、紹介者に対して支払う。支給の対象期間は、6月末支給を10月1日から翌年3月31日までに被紹介者が入社したもの、12月末支給を4月1日から9月30日までに被紹介者が入社したものとする。
- 紹介者1名が4月1日から翌年3月31日までの1年間に得られるインセンティブ支給額に関しては上限を設定する。
- ○被紹介者は国内在住に限る。海外在主の紹介は対象外です。

「運用基準」のお問合せはコチラ!!

●フリーダイヤル:0120-639-310

フリーダイヤル受付時間:平日 9:00~17:00 土・日・祝日:休日

ご不明な点等があれば お気軽にお問合せ・ご相談下さい。 皆様の紹介を心よりお待ちしています!

